

益田市持続可能な地域づくり推進事業業務委託プロポーザル仕様書

1 委託業務の名称

益田市持続可能な地域づくり推進事業業務委託

2 委託業務の目的

本市の人口は今後も減少が見込まれ、地域の担い手不足が一層顕在化することで、市民生活のさまざまな分野への負の影響が懸念されている。本市では各地区において共助の中心を担う地域自治組織が中心となり、豊かで活力ある持続可能な地域づくりに取り組んできたものの、地域の担い手不足に起因する地域自治組織活動の停滞化により、諦めの感情が生じている状況がある。

については、これを払しょくし、地域の主体的な取組を推進することで持続可能な地域づくりを実現するため、以下の業務に取り組むこととする。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結の日から令和13年3月31日までとする。

4 業務内容

本プロポーザルで提案を求める業務は、令和7年度に実施した事業の一部を組み換えて行うこととしています。については令和7年度に実施した事業の事業名について、各業務名称の次段に※印で記載しますのでご参照ください。

また、()で記載する回数は最低実施回数の目安を指します。業務の目的が達成される範囲内で本回数を下回っても構いません。

(1) 地域自治組織の基盤強化（益田市中山間地域振興基本計画（以下、中山間計画）喫緊の課題1に対応）

※R7年度関連事業「地域づくり支援体制整備事業」

官民による地域課題の発掘と解決に向けた仕組みの構築と定着。

※具体的な業務：

1 人材育成事業

地域魅力化応援隊員・地域マネージャーをはじめ、地域づくりに関わる住民等を対象とした研修会の企画・運営支援。(6回)

2 組織の基盤強化事業

訪問アドバイスや研修等の実施など、地域への重点的な伴走支援。

委託業務期間中に全20地区の自治組織への支援を行えるよう計画を立てること。

各自治組織への支援は、地域アセスメントシート（注1）を活用した地区の現状把握や将来予測を踏まえた今後必要となる取組に対する助言を含むこと。

（注1）地域アセスメントシートは人口減・高齢化により地域課題の幅が広がり、かつ行政の人員・財源が縮小するなか、地域の状態の把握、必要な支援や政策への反映、取組の効果検証と改善の効率化を目的に中山間地域研究センターと共同し開発するもの。毎年度、行政の地区担当職員が地域自治組織に対しヒアリングを行い、作成。

(2) 地域づくりの担い手の育成と地域づくり活動への参画 (中山間計画喫緊の課題2に対応)

新たな担い手を掘り起こし、地域づくり活動の即戦力としての接続。

地域づくりの担い手の育成（3回）と担い手不足の地域行事等への参画（12回）。

※R7年度関連事業「地域づくり支援体制整備事業」

(3) 大学生を中心とした関係人口の確保・深化 (中山間計画喫緊の課題2に対応)

大学生を対象とし、都市の若者世代がもっていない「つながり」「存在感」「やりたいこと」が残る益田市に対する興味関心の喚起、及び、関わりの深さに応じた取組を総合的に実施することで関係人口の拡大、また、既に関係人口と考えられる方に対してはその深化を図ることで、地域づくりの担い手確保、また、将来的な移住・定住の促進を図る。

※具体的な業務：

- 1 ライフキャリアを体現できるまち益田暮らしについて学ぶ、講義型授業の実施（6回）

※R7年度関連事業「まだ暮らし魅力発信事業」

- 2 益田と関わり続ける交流イベントの実施（1回）

※R7年度関連事業「若者還流・定着促進事業」

- 3 ライフキャリアを体現できるまち益田暮らし体験ツアーの実施（3回）

※R7年度関連事業「新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業（短期お試し移住体験業務）」

- 4 関係人口もしくは地域活動に係る相談業務の実施（予約制）

※大学生に限らない相談業務を想定

※R7年度関連事業「新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業（益田の魅力を体感する交流の場づくり事業）」

(4) 協働の推進による課題解決の仕組みづくりへの支援 (中山間計画喫緊の課題1に対応)

益田市協働のまちづくり推進条例に基づき、多様な主体が当事者として協働し、魅力ある住みよいまちづくりに向けた取組が行われるための仕組みづくりへの支援。

※具体的な業務：

- 1 行政と協働した「縮充」の地域づくり体制構築支援

- 2 まちづくりラウンドテーブル（MRT）の企画・運営支援（1回）

(5) 関係人口・移住検討者向けの交流の場づくり (中山間計画喫緊の課題2に対応)

相談者に対し、移住定住支援及び関係人口に関する情報提供や相談窓口の紹介。また、地域住民も含めた交流イベントの開催。

※R7年度関連事業「新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業（益田の魅力を体感する交流の場づくり事業）」

(6) 地域づくりフォーラムの開催 (中山間計画喫緊の課題2に対応)

地域自治組織の関係者をはじめ、地域住民や協働の主体による学び合いの場の開催。全ての地域自治組織が事例発表等で関わることが可能となるよう工夫すること。

※R7年度関連事業「地域づくり支援体制整備事業」

(7) 加点事項

以下の事項についての提案は加点対象とする。

- 1 市街地と周辺地域に分けた支援のあり方を示すなど、地域特性に応じたきめ細かな支援のための提案
- 2 学生向けの体験プログラム等の募集をより効果的に行うための提案
- 3 関係人口の創出に関しては、事業参加者の関わりが段階的に深化するよう工夫とともに、関係人口の活用の仕組化を図り、将来的には受け入れ先（地域自治組織）が独自に関係人口の拡大が図ることができるための提案
- 4 市が実施するその他の事業（ライフキャリア教育をはじめ、ひとつくり協働構想に基づく「未来」、「しごと」、「地域づくり」の担い手育成の取組等）との連携を図り、より効果的・効率的に事業が遂行されるための提案
- 5 市民活動支援センター登録団体をはじめ、NPO 法人等と連携した課題解決のための提案

(8) 提案にあたり留意する事項

令和 7 年 1 2 月に策定した「益田市中山間地域振興基本計画」を参考し、その課題解決につながる事業を提案すること。

5 業務の主な指標と令和 12 年度目標値：

事業の効果を図る指標として以下を設定しており、提案にあたっては目標値達成までの各年の目標値を提案すること。

- ・市主催の地域活動体験イベントの参加者数と、今後も地域活動を行いたいと思ったという問い合わせに対し、「とてもそう思う」と答えた参加者の割合
(参加者数) 100 人
(活動したい割合) 60. 0 %
- ・地域づくりフォーラムの参加者のうち、今回のフォーラムを通して、地域活動に関わるとのつながりができたという問い合わせに対し「とてもそう思う」と答えた参加者の割合
(とてもそう思う割合) 60. 0 %
- ・地域自治組織と公民館が連携し、関係人口も巻き込みながら地域づくりを推進している地区数
(推進地区数) 12 地区
- ・市主催の県外者向け関係人口・移住検討者向けイベントへの参加もしくは市内に設置された相談窓口に訪れた市外在住者数
(参加者数) 400 人
- ・市主催の県外者向け関係人口・移住検討者向けイベント参加者の満足度
(満足度) 80 %

6 事業計画書等の提出

- (1) 受託者は、委託者に対して、契約期間開始後速やかに、当該年度の事業計画書を提出するものとする。

- (2) 受託者は、委託者に対して、毎月1回、前月の実績を委託者が指定する様式により報告するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。

7 連絡調整会議

受託者は、円滑な業務運営を行うため、委託者と連絡調整会議を毎月開催し、月次報告書に基づいて事業の進捗の報告や情報交換、業務の調整をするものとする。

8 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費、賃借料、委託費など）とする。

ただし、本事業の実施にあたっては「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用見込みであり、同交付金の対象外経費は対象外とする。

例）特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

9 委託成果品の提出

- (1) 受託者は、事業終了後に報告書を提出し、各年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
- (2) 動画等一式データはDVD-Rにて提出すること。

10 委託料の支払い

受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

11 秘密の保持等

受託者は、個人情報保護法を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

12 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

13 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について、

- (1) 受託者は、制作、納品した制作物については、益田市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

- (2) 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (6) 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

14 その他の留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により隨時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

15 その他

- (1) 仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。